

令和 8 年度千葉県農地集約化促進事業の推進方針

令和 8 年 8 月 7 日

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号 農林水産事務次官依命通知）別記 2 第 9 の 2 の規定による推進方針を定める。

「千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に掲げた目標を達成するため、農地集約化促進事業の活用を推進する。

【基本方針】（令和 5 年 8 月変更）

- ・概ね 10 年後（令和 14 年度）に、担い手への農地利用集積率の目標を 60% とする。
- ・地域計画の実現に向けて、農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

1 重点的に推進する地域

地域計画（目標地図）のブラッシュアップ、早期実現に向けて担い手への集積・集約化に積極的に取り組む地域を対象に農地集約化促進事業の活用を推進する。

2 推進方法・推進体制

担い手への農地集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構、土地改良事業団体連合会、農業協同組合中央会、市町村、農業委員会、土地改良区、JA 等の関係機関が連携して、農地中間管理事業の推進を図る。

3 事業実施地域数の目標

令和 8 年度における実施地域数の目標：8 地域

